

(介護予防) 特定施設入居者生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人真盛園が開設する社会福祉法人真盛園特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う(介護予防)特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、計画作成担当者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業の実施にあたっては、利用者またはその家族と充分協議したうえで(介護予防)特定施設サービス計画を作成し、利用者が当該施設においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他に日常生活上の援助・支援を行い、機能訓練及び療養上の援助・支援を行うものとする。

2、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、適切かつ円滑に介護サービスが提供されるように努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人真盛園特定施設入居者生活介護事業所
- (2) 所在地 滋賀県大津市坂本五丁目13番1号

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------|---|
| 管理者 | 1名 |
| | 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。 |
| 生活相談員 | 1名 |
| | 利用者の生活相談及び緊急時の対応に当たる。 |
| 介護職員 | 利用者3名に対して1名以上 |

利用者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。

看護職員 要介護者・要支援者の合計が30人まで1名以上（准看護師・看護師）

利用者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行う。

機能訓練指導員 1名

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

計画作成担当者 1名

介護支援専門員の資格を有する者で、利用者の心身の状況を踏まえて、特定施設サービス計画の作成を行う。

（居室の概要）

第5条 事業所の利用定員、居室は次のとおりとする。

- (1) 定員 60名
- (2) 居室 30室（2人部屋）

（事業の内容および利用料等）

第6条 1、事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用者の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2、前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用については実費とする。
- (2) おむつ代は実費とする。
- (3) 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用については実費とする。

3、事業所の従業者は、生活相談(利用者に対し、退所後の地域における生活を念頭におきつつ自立的な生活に必要な相談や援助を行っていく。)、安否確認(定期的に職員により状態の確認を行っていく。)、緊急時対応及び計画作成(利用者が出来る限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。)等を行い、それに対する報酬は包括報酬する。

4、入浴については、1週間に2回以上とする。ただし、健康状態により清拭等の代替対応となる場合がある。

（緊急時等における対応方法）

第7条 事業所は、介護サービスを実施中に、利用者の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束)

- 第8条 1、事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情対応)

- 第9条 1、事業所及び受託サービス事業者は、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。
- 2、事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 1、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第11条 1、事業所は、非常災害等に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2、事業所は、非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携・協力を図り相互にその事業を継続することができるように努めなければならない。

(居室替えの対応)

- 第 12 条
- 1、事業所の行う介護サービス提供のため、居室替えを行う場合は、利用者の身体・精神上および要介護状態等を確認し、本人・家族の意思確認の上、承諾を得た後、その状態に対し適切な介護が実施可能な居室への移動を行う。
 - 2、利用者が要介護状態の区分の変更等で現行の居室での対応が困難ときは、本人・家族の同意を得た上で居室の変更を行う。

(衛生管理)

- 第 13 条
- 1、事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行う。
 - 2、事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報)

- 第 14 条
- 事業所は、その他の介護サービス業者に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(地域等の連携)

- 第 15 条
- 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行う等地域との交流に努める。

(事業所運営の指針)

- 第 16 条
- 1、事業所を運営する法人の役員、施設長及び職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ。)であってはならない。

2、事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(入所者の人権の擁護、虐待防止)

第17条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- 2、虐待防止のための指針の整備
- 3、虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1、事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2、事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第19条 施設の入所者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 外出、外泊については外泊・外出届を提出し、帰園日時を守ること。帰園日時に変更がある場合は速やかに連絡を行うこと。付き添い者がいる場合は付き添い者が責任をもって帰園まで付き添うこと。
- (2) 大声や騒音、暴力行為等他の利用者の迷惑になる行為を行わないこと。また、やみくもに他の居室等に立ち入らないこと。
- (3) 施設内の設備・器具備品は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
- (4) 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動は行わないこと。
- (5) 喫煙は決められた場所以外では行わないこと。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 20 条 1、事業所は、全ての特定施設入居者生活介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。
- 2、事業所の職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3、事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との契約の内容とする。
- 4、事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5、この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人真盛園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

（第 12 条を改正し、第 17 条（事業所運営の指針）と第 18 条（入所者の人権の擁護、虐待防止）を追加）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。